

**第 1 回 南 庄 内 合 併 協 議 会
專 門 小 委 員 会 第 一 小 委 員 会
会 議 録**

期 日 : 平 成 1 6 年 1 1 月 1 2 日 (金)

会 場 : 櫛 引 町 町 民 会 館

第1回南庄内合併協議会専門小委員会第一小委員会 会議録

日 時 平成16年11月12日(金)午後3時04分～

場 所 櫛引町町民会館 講座室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長及び副委員長の選出について
- 3 委員長あいさつ
- 4 協 議
 - (1) 新市建設計画について
 - (2) 事務事業調整について
 - (3) その他
- 5 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	朝日村議会議長	進藤 篤	委 員	藤島町・識見を有する者	伊藤 忠
副委員長	藤島町議会議長	齋藤 久	委 員	櫛引町・識見を有する者	前田 藤吉
委 員	鶴岡市議会議員	斎藤 助夫	委 員	温海町・識見を有する者	齋藤 金一
委 員	羽黒町議会議員	富樫 栄一			

欠席委員 菅原 一浩委員

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
総務部会	部会長	佐藤 智志	総務部会	議会・監査副分科会長	大川 慶輝
	副部会長	板垣 隆一		会計分科会長	諏訪 浩
	庶務・人事・選挙管理分科会長	蓮池 一輝		部会員	斎藤 和也
	企画分科会長	小林 貢	商工部会長 兼 観光部会長	青木 博	
	財政分科会長	長谷川 貞義	商工部会	副部会長	半澤 正昭
	電算システム分科会長	原田 利也		部会員	中村 賢
	議会・監査分科会長	山口 朗	観光部会	副部会長	佐藤 茂

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
総務課長	石塚 治人	総務係長	渡部 功
総務主査	今野 勝吉		

1 開 会（午後3時04分）

○石塚治人事務局総務課長 それでは、定刻でございますので、ただ今から第1回の専門小委員会の第一小委員会を開会いたします。

合併協議会事務局の石塚でございます。委員長、副委員長が選出されますまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本日第一小委員会、鶴岡市の菅原委員が欠席でございます。

2 委員長及び副委員長の選出について

○石塚治人事務局総務課長 それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

次第の2、委員長及び副委員長の選出についてということでございます。

協議会の専門小委員会設置要綱におきまして、委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとしておりますけれども、いかがいたしましょうか。

○齋藤助夫委員 ただ今事務局のほうからお話ありました件について、ご提案させていただきたいと思っておりますけれども、今回の第1回目の南庄内、これは庄内南部から名前は変わりましたが、残念ながら三川につきましては離脱されたわけですが、ほかの構成団体につきましては委員の顔ぶれも皆同じですので、今までどおりといたしますか、これからも引き続き委員長に進藤委員、それから副委員長に齋藤久委員を私のほうからご提案申し上げたいと思っておりますが、どうでしょうか。

（「異議なし。」という声あり）

○石塚治人事務局総務課長 異議なしということでございますので、それでは委員長には進藤委員、副委員長には齋藤委員にご就任をいただくということにさせていただきます。

3 委員長あいさつ

○石塚治人事務局総務課長 専門小委員会の設置要綱におきまして、委員長が会議の議長になるというふうに定めておりますので、進藤委員長には議長席のほうにお着きいただきまして、ごあいさつをお願いいたします。

○進藤 篤委員長 ただ今委員長という大役を仰せつかりました朝日村の議長の進藤でございます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

前は、庄内南部合併協議会というようなことでありましたけれども、皆さんご存じのとおり一部外れたところもありまして、名称変わりました南庄内の合併協議会ということになりました。枠組みは変わりましたが、今までの検討課題、この小委員会に課せられた課題も同じような課題でございますし、前に会議を重ねた経過を土台にしながらも、新しい組織に向かって鋭意努力していかなければならないと思います。いろいろ力不足のところもありますけれども、皆様方のご協力を得ながら進行して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ですが、

あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○石塚治人事務局総務課長 大変ありがとうございました。それでは、よろしくお願いします。

協議に入ります前に申し上げますけれども、きょうの会議の後、来週の19日の金曜日でありますけれども、次回の合併協議会を予定しております。その通知をきょうの会議のうちにお配りをさせていただきますので、本日の協議題は次第にありますように新市建設計画と事務事業調整についてということでございますけれども、本日も協議をこれからいただきますけれども、その内容につきまして次回の合併協議会のほうに報告をさせていただくということで考えております。

4 協 議

(1) 新市建設計画について

○石塚治人事務局総務課長 それでは、協議に入らせていただきまして、委員長のほうに進行をお願いします。

○進藤 篤委員長 それでは、協議に入りたいと思います。

協議の(1)新市建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○石塚治人事務局総務課長 この件につきましては、11月9日の合併協議会の際に概略をご説明申し上げますけれども、改めてまた本日もご説明をさせていただきます。

前の合併協議会では新市建設計画、これについては作成の際に現状把握から始まりまして、将来ビジョンや施策、さらに計画書の内容、そういったようなことにつきまして長期間かけまして、またたび重なる協議会、専門小委員会を開催しまして、ご議論いただいてまとめたというものでございます。基本的な考え方としまして、各市町村の議会議決を経て策定されました総合計画、また振興計画を尊重しまして、さらに地域特性にも配慮して作成したというものでございます。今回の枠組み変更に伴いまして、部会、分科会のほうで慎重にその内容を精査、検討いたしましたけれども、枠組みが7市町村から6市町村に変わっても、基本的な理念や方針、施策の方向など、十分に採用できるものだということに判断しております。そういったことから、主に数値など、そういったような部分で変更を行って、新しい建設計画の案を作成したというものでございます。そういったことでありますので、説明では前の協議会との相違点を申し上げるといったようなことで進めさせていただこうと思います。

相違点の詳細につきましては、ホチキスで留めた薄手の横判のものでありますけれども、南庄内合併協議会策定の新市建設計画(案)新旧対照表と表題がついておりますけれども、この資料に変わったところを一つ一つ記載しております。そういった相違点の中で基礎数値の置き換えだとか、南庄内といったような字句の変更など、そういったものは除きまして、実質的に内容を変更している部分につきまして本日も説明

を申し上げます。縦判のほうの実際の新市建設計画（案）、こちらでご説明をさせていただきます。

9ページをお開きいただきます。 の主要指標の見通しでありますけれども、もう1ページめくっていただきます。10ページの人口であります。（1）の総人口のところではありますが、中ほどで「新しい産業振興施策等を積極的に展開し、第2次産業で約1,500人、第3次産業で約1,600人、合わせて3,100人の新規雇用を創出し、これらの新規就業者の家族等を含めて約4,500人の社会増を見込み」というような記述をしております。前の計画では、第2次産業が1,500人のところが1,600人でありましたし、4,500人の社会増は4,800人としておりました。6市町村になったというようなことで、工業団地面積も7市町村の場合よりも若干少なくなっております。そういったようなことで新規立地も6市町村の分としては幾分少ないというようなことを考慮いたしまして、こういった数値の変更をしたものでございます。ここの（1）の最後の行にありますように、総人口の見通しとしましては、13万8,900人と見通しております。これも7市町村の計画のときには14万6,000人ということでもありますので、7,100人ほど少ないものでございます。

（2）の年齢別人口、（3）の就業人口、また右のほうにまいりまして、11ページの2の世帯、こういったようなところもただ今申し上げました総人口の見通しを基にしまして、前回同様の方法で推計をしたものでございます。世帯数の見込みは4万8,800世帯ということでもありますけれども、7市町村のときの5万900世帯よりも2,100ほど少ないといったことでございます。

あとずっと数値的なものだとか、先ほどの字句の修正というようなことになりまして、51ページまでまいります。51ページからの財政計画であります。これもめくっていただきまして、52ページ、53ページは後でまた戻ることにはいたしまして、54ページ以降に説明と考え方を記載しておりますので、そちらのほうをお開きいただきたいと思っております。財政計画を作成する上での考え方、これは前の財政計画のときとおおむね同様でございまして、基礎にした根拠数値、これを7市町村のものから6市町村のものに変更して作成したということでもありますし、そこに記載のあります考え方に立って、各費目ごとに見込みを立てて計画を作成したということでもあります。

54ページの下のほうの（3）費目ごとの基準額の設定というところに、平成15年度決算額並びに平成16年度の決算見込額の動向というような記述がありますけれども、前の財政計画を作成した後に各市町村の平成15年度の決算が確定しておりますので、また16年度の見込みを含めて新しいデータも参考にしてつくったことでもあります。

55ページにまいりまして、歳入の主なもので申し上げますと、 の地方交付税でございます。これについても前の計画の作成の途中でははっきりしておりませんでしたけれども、普通交付税の16年度の交付額が、今年度の交付額でありますけれども、それが確定しておりますし、また最近になりまして総務省のほうから来年度の地方財政計画の見通しも出されたといったようなことがありまして、こういったことを勘案して見込みを立てております。

の地方債のところでありますけれども、普通建設事業に係る新規発行債、これについては平成17年度から平成26年度まで各年度約50億円、また平成27年度は約48億円としております。ここに記載はございませんけれども、財政計画の期間内の合計額は約551億円ということであります。そのうち合併特例債の発行額は、約350億円というものでございます。

次に、56ページをお開きいただきますが、歳出のほうでは主なものとしまして、普通建設事業費でございませけれども、平年基準事業費ベースを各年度70億円としまして、計画期間中においては合併特例債を十分活用するものでございます。計画期間中の事業費合計は、770億円とするものでございます。

その他につきましては、合併支援措置などの数値も7市町村のものから6市町村のものに置き換えているといったような内容でございませ。

また、52ページ、53ページの表のほうにお戻りいただきたいと思ひます。先ほどの54ページ以降の考え方、それに基づいて収支の見込みを立てたわけでありませけれども、それに基づく収支の計画がこの表でございませ。地方交付税だとか、国、県の支出金、合併特例債など、そういった財政支援を十分に活用し、また一方では人件費や物件費など、そういった節減効果を生み出しながら新市の財政運営を行っていくということになります。大きな傾向としては、7市町村での計画のときと同様でございませけれども、期間の前半では基金からの繰入金、これを充当しながら、やはりある程度苦しい運営といったようなことが続きますけれども、後半のほうになりますと合併効果が増大していくというようなことになりまして、後半のほうでは落ちついた財政運営になっていくといったような計画を立てております。

もう一つ別の資料になります。今度は、薄いほうの建設計画の主要事業について(案)という資料をご覧いただきたいと思ひます。先ほど申し上げましたとおり新市建設計画の基本方針だとか、施策には変更がないということでありませるので、主要事業につきましても、従前各市町村から提案があった事業を継承するというようなことでありませ。三川町を外した6市町村の主要事業を前の計画からそのまま継承して取りまとめをしたというものでございませ。

2ページをお開きいただきます。3の事業費のところでありませけれども、総投資額770億円としております。これは、7市町村のときのものより70億円ほど少なくなっております。特定事業費枠と市町村個別事業費枠合わせて605億円となっておりますけれども、ここも45億円ほど少なくなっております。この特定事業は22事業、208億円となっておりますけれども、三川町分の3事業、8億円が除かれたということでありませ。この市町村個別事業、これも397億円ということでありませして、三川町分の37億円を減じているということでありませ。右のほうのページ以降には資料が2種類ございませけれども、主要事業、またその概要というようなことで資料をつけております。すべて前のものから三川町を削除しただけといったような内容でございませ。

以上、新市建設計画の案につきましても説明を申し上げましたけれども、つけ加えさせていただきますと、これも建設計画の作成の手続としまして、県との協議というものが必要になってまいります。本日の各専門小委員会それぞれで特別大きな異論は

ないといったような状況でありましたら、県との本協議の前に事前協議という事務的なものがあるわけでありませけれども、そういった事前の協議に入らせていただきたいというふうに思っております。

建設計画につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○進藤 篤委員長 枠組みが変わった中での新市建設計画の説明がありましたけれども、これに関してご意見、ご質問などあれば出していただきたいと思えます。

枠組みが変わった中で数字など変わって減少したという経過があるわけですが、いかげでしょうか。

○前田藤吉委員 これは、1市5町1村、7市町村で決めたのが、三川さんだけが外れてこういうふうになったと、こういうことですので、特に基本的に変わったことはないと思えますので、私はこのままでいいと思えます。

○進藤 篤委員長 いかげですか。藤島の齋藤議長さん、どうですか。

○齋藤 久委員 今事務局から説明していただきましたので、今度19日の合併協議会まで、また議会のほうに報告させていただきたいと思えます。私、委員としては別に何の質問もありません。

○進藤 篤委員長 じゃ、これはこれでいいでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 じゃ、異議なしの声もありますので、よろしくお願いしたいと思います。

(2) 事務事業調整について

○進藤 篤委員長 それじゃ、次に進みます。

(2) 事務事業調整についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○石塚治人事務局総務課長 これにつきましても、構成団体が変わりましても、事務事業調整につきましては、住民サービスが低下しないよう、また負担についても急激な変化を招かないように努めるということでありませし、また相違が大きなものは経過措置を置くなどして緩やかな調整になるようにといったような配慮、こういったようなことは基本的な方針として変わらないといったことでありませ。今回枠組みが変更になったということに伴いませ、約2,500の調整項目すべてにつきましても、その調整内容を部会、分科会でこれも精査、検討いたしました。そういった状況の中で変更が必要と考えた項目は極めて少ないというふうな判断をいたしてござります。その

変更点をまとめた資料が、この薄いほうの資料でありますけれども、事務事業調整新旧対照表（第一小委員会）となっている資料であります。

まず1ページで申し上げますと、例として申し上げますけれども、一番上の管理番号011 088職員共済会に関する事務というのがございます。ここの旧の調整課題のところ、5市町村に共済会があり2町にないというふうになっておりますけれども、これは新のほうの調整課題では、4市町村に共済会があり2町にないとなっております。それに伴いまして調整内容を変更する必要はないだろうといったようなことで、調整内容欄、一番右の欄でありますけれども、そこに変更なしといったような記載をしております。その下の管理番号が012 006の広報委員会、これでは旧の調整課題欄に鶴岡市、三川町を除くという記載がありますが、新の調整課題欄では鶴岡市を除くとしております。これについても一番右の調整内容は変更なしといったところでございます。

この資料をご覧いただいておわかりをいただいたというふうに思いますけれども、このように調整課題のところ、団体数を変更したり、三川町の表記を削除するといったようなものととどまり、調整内容については変更がないといったものが大部分という状況でございます。一番右の欄に変更なしといったこと以外の記載があるものが調整内容を変更したものでございます。全部で第一小委員会から第三小委員会まで合わせて11事務事業ということでございます。第一小委員会のところでは、1ページの下から三つ目に土地資源開発事業というのがございますけれども、一番右の調整内容のところ、「4町」から始まりますけれども、これを「3町」に変更したというものでありまして、実質的な内容の変更になるといったものではないものでございます。

その下に議員定数及び任期ということになりますけれども、きょう議員定数小委員会を開催いたしておりますけれども、こういった別途の協議になるものについては、網かけをしまして調整内容欄を空欄ということにしております。ほか一部事務組合だとか農業委員だとか、別途協議するものについては、この資料の中では同様に空欄というふうにしております。

めくっていただきまして、2ページをお開きいただきます。第一小委員会のところでありますが、下から二つ目、道の駅整備事業とその下のコンベンションシティー推進事業でありますけれども、新のほうの右側の調整課題欄に削除と記載しております。調整内容欄は空欄、こういったふうに三川町のみのものであったり、また現在までに年度が変わりまして、今年度になって現在までに事務事業そのものがなくなったといったようなものについては、このように削除という表記をしまして、調整内容欄は空欄になっているといったようなことであります。こういったようなことを2,500全項目について改めて部会、分科会のほうで精査をしたという内容でございます。その2,500を簡潔にまとめたというのが、ひもでとじた厚いほうの資料ということでございます。

以上申し上げますけれども、事務事業調整につきましては特段の変更がないものというふうに思っておりますけれども、お気づきの点がございましたら、ご指摘、ご指導をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○進藤 篤委員長 事務局から説明ありました今の事務事業の調整ということですが、変更なしが大部分ですし、我々もこの項目に関してはそれぞれ1項目ずつ検討した経過もあるわけですし、それに対して今枠組みは変わっても変更なしの項目が多いようですが、これに対して何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

○齋藤 久委員 一つお聞きしたいと思いますが、合併の枠組みが七つから六つ、それから合併期日が3月31日から10月1日に変更して、それぞれの自治体で事務事業を執行されておられるわけですが、例えば藤島町でありますと有機認証制度を立ち上げて今やっております。また、保育園で本来給食事業を行わなければならないわけですが、給食センターでそれを賄うことができるように特区申請を出しておりますが、この第一専門小委員会に直接かかわる、かかわらない、いろいろあると思いますが、全体の中でそのような10月の1日までのいろいろな事業を行うに当たって、六つの枠組みの中で事務事業調整が必要な追加なるもの、あるいは変更になるものがあれば、事務局から説明していただきたいと思いますが、どうですか。

○石塚治人事務局総務課長 現在以降来年の10月1日までの変更のようなことかと思えますけれども、まず今のところこういったものがあるかという想定はしていないところであります。2,500項目以外に新たに出てきた場合というようなことになろうかと思えますけれども、例えば今例を挙げておられました有機認証制度とか、まず個別の団体で独自にやっていたらっしゃる事業、そういった施策的な事業については、これまでの考え方の中でも引き続きやっていっていいんじゃないかといったようなことが前の協議会の組織機構のところでも話し合われておりますので、そういった特色のある施策といったものは引き続きやっていくというようなことになろうかと思えます。また、認証制度という一つの制度でもありますので、そういったものを全市的に広げるとか、そういったようなところはまた新市において施策的なところを判断されていくべきものだろうなというふうに思っております。保育園の給食の関係につきましては、これ藤島町さんの特区申請というようなことも聞いておりますけれども、そういった施設がある、ないにかかわらず、全市町村に関係ある話かななんて思いますが、まずそのようなところも今後議論になっていくだろうなというふうに思えます。まず、個別に一つ一つこういったことがあるだろうといったような、そういう検討を詳しくやっているという段階ではございませんので、そのときそのとき一つのケースでお話いただくということになるかと思えます。

○進藤 篤委員長 いいですか。

○齋藤 久委員 はい。

○進藤 篤委員長 それじゃ、これは今事務局から説明あったとおりでよろしいでしょ

うか。

(「はい。」という声あり)

○進藤 篤委員長 じゃ、そのように決定したいと思います。

(3) その他

○進藤 篤委員長 それでは、きょうの二つは終わりましたし、(3) その他ということですが、事務局、その他で何かありますか。

○石塚治人事務局総務課長 先ほど申し上げましたけれども、19日の協議会に報告をいたしたいというふうに思います。前の協議会の際には、報告書を作成しまして、それをまた一たん専門小委員会に提出をいたしましてご検討いただいて、これでいいだろうといったような状況で協議会に報告させていただきましたけれども、時間的ないとももそれほどありませんので、事務局で報告書を作成しまして、それを委員長さんにご確認をいただいて、協議会では事務局から報告をさせていただくということにさせていただきたいというふうに思っております。そういったことにつきましてご承認をいただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

○進藤 篤委員長 今までですと一応報告はこの会に諮っておったわけですが、委員長一任ということでございますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

○齋藤 久委員 委員長、私から一つ。

○進藤 篤委員長 齋藤委員。

○齋藤 久委員 協議の(1)の中で新市建設計画について説明ありましたけれども、仮の話ですが、今度六つの枠組みで合併をするという議会議決がされた後に、この第一小委員会で例えば行財政システムの再構築というようなことで、それぞれの支所機能を具体的にどのように考えているのかと、あるいは職員数の配置など検討されるのかどうかお尋ねしたいと思います。新市の議会あるいは市長が新たな考えの下に取り決めをするということは当然ですが、その前の合併に向けての協議会の中の意気込みというか、具体的な計画をどこまで出すのか、その辺のところの考え方を聞かせてほしいと思います。

○石塚治人事務局総務課長 前の協議会のとときに組織機構、8月に考え方ということで

ご承認をいただいているわけでありますけれども、今後の実際の作業は執行部側のほうに、市町村長側のほうにお願いしたというようなことで、基本的な考え方をご承認いただいております。その際にも執行部側の市町村長側のほうの案がある程度まとまった段階で協議会にご報告させていただき、相談させていただくといったようなことになっておりますので、時期的なところがいつかというところは現在のところ申し上げられませんけれども、まず年内の議決を目指しているといったことでもありますので、来年以降のところ、合併前のところでそういったご相談を協議会にさせていただくことになっております。その際にこういったことについては、専門小委員会で詰めるようにといったようなことで協議会のほうでまとまるということであれば、また専門小委員会にお願いするといったことになるかと思えます。まずは、協議会のほうに一たん報告させていただくということの段取りになるかと思えます。

○進藤 篤委員長 この件に関しては私も思いますけれども、合併の期日が10月1日まで当初よりも延びたわけです。その期間を有効に使って再度検討する時間もあるわけですので、できればいいのかなと、そのように思いますし、今齋藤委員からも出たようであります。

ほかにありませんか。

○前田藤吉委員 老婆心みたいなこと言うけども、合併の期日の問題ですが、この間の協議会のとき、会長が合併の期日が年度の途中なわけですので、大変うまくないというようなことも言っておったようですので、それがまた期日が変わるといったようなことがあると、これはせっかくみんなでやっていこうというものがまたかなりの動揺をするというようなことにもなりかねないので、やはり前に私も質問したこともありますけれども、10月1日の期日は絶対守るというようなことで、第一小委員会もこれからまだあるかと思えますが、きょうでなくても、合併期日まで頑張っていくというような確約をしたいもんだなというふうに思いますけれども、どうでしょう。

○進藤 篤委員長 これは、この間も話出たわけですし、今度調印もやるわけですので、変わることはないと思いますけれども、どうです、事務局としては。

○石塚治人事務局総務課長 11月9日に確認をいただいておりますので、それが揺らぐことはないものというふうに思います。

○前田藤吉委員 それでいいです。

○進藤 篤委員長 そのほか。

○進藤 篤委員長 それでは、これで終わりたいと思いますけども、いいですか。

(「はい。」という声あり)

5 閉 会（午後3時39分）

○進藤 篤委員長 それでは、準備されました第一小委員会の協議のほうは終わりましたので、これで小委員会を終わりたいと思います。大変ご苦労様でした。